

◎新潟県教育委員会訓令第4号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第11条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、日時を明らかにして、総務事務システム又は年次有給休暇願（別記第6号様式）（校長の5日<u>以上</u>のものに限る。）により、承認権者（訓令により決裁権限を有する者をいう。以下同じ。）に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく、請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（教育職員の兼職及びその他の事業等の従事）</p> <p>第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職（兼務）又は教育に関する他の事業・事務従事願（別記第27号様式）を提出し、委員会（<u>教育長が指定するものについては校長</u>）の承認を得なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第11条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、日時を明らかにして、総務事務システム又は年次有給休暇願（別記第6号様式）（校長の5日<u>を超える</u>のものに限る。）により、承認権者（訓令により決裁権限を有する者をいう。以下同じ。）に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく、請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（教育職員の兼職及びその他の事業等の従事）</p> <p>第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職（兼務）又は教育に関する他の事業・事務従事願（別記第27号様式）を提出し、委員会の承認を得なければならない。</p>